

横須賀市長坂受入地へ公共建設発生土を搬出する工事に係る土砂検定基準

横須賀市長坂受入地（以下、長坂受入地という。）へ公共建設発生土を搬出する工事に関しては、本基準を適用する。

1 対象工事

原則、長坂受入地に土砂を搬出するすべての工事とする。

2 試料採取

採取方法や写真管理は別紙 1 とする。

3 評価基準及び対応

- (1) 評価基準は別紙 2 のとおりとする。
- (2) (1) 以外の有害物質が懸念される土地の土砂については、関係法令に従い検定試験を行うこととし、測定項目等は、関係環境部局と協議する。
- (3) 検定試験の結果、基準値に適合しない土砂については、関係環境部局等と十分協議し適切に処理する。

4 その他

- (1) 検定機関は、公共機関、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関又は計量法に基づく計量証明事業登録を受けた事業者による。
- (2) 検定試験の結果は「検定試験結果証明書」（様式 1）を用いて監督員に提出すること。

「検定試験結果証明書」には以下の資料を添付すること。

- ・ 工事位置図
- ・ 試料採取位置図
- ・ 試料採取した状況写真
- ・ 掘削部分の工事平面図や工事断面図

- (3) ア) 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。
イ) 検定試験結果の有効期限は、試料採取日から 2 年間以内とする。

附 則

この基準は、令和 5 年 7 月 3 日から適用する。

試料採取方法及び写真撮影

【面的な整備の工事の場合の試料採取】

(掘削平面)

現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

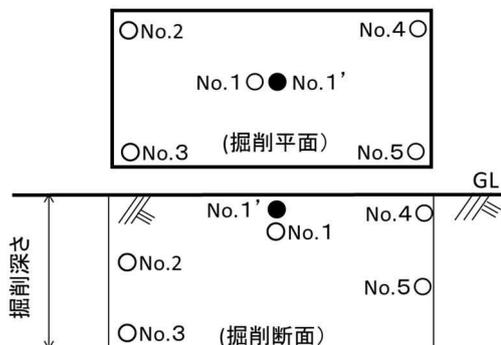
(掘削断面)

採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランスよく採取する。

(例) 掘削深さ 5 m の場合

- ①GL~GL-0.5m、②GL0.5m~GL-1.5m、
 - ③GL-1.5m~GL-3.0m、④GL-3.0m~GL-4.0m、
 - ⑤GL-4.0m~GL-5.0m
- で採取する。

(凡例) 試料採取位置
● 揮発性物質試験項目
○ 揮発性物質を除く試験項目



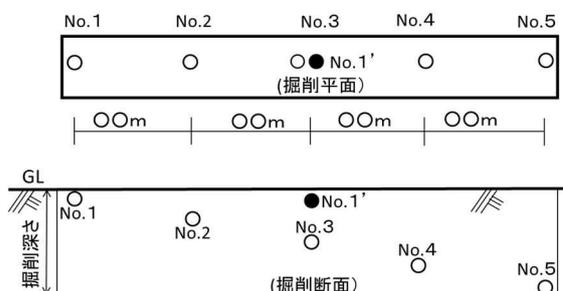
【延長方向に長い工事の場合の試料採取】

(掘削平面)

・延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

・採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランスよく採取する。



土 壤 試 験	溶出試験 28 項目 含有試験 9 項目
採 取 試 料	第 1 種特定有害物質以外：5 地点混合 第 1 種特定有害物質：1 地点採取
必 要 試 料	チャック付ビニール袋：5 試料 遮光性ガラス瓶：1 試料
試 験 頻 度	4,000 m ³ 毎に 1 回

第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な 1 地点において、50 cm までのできるだけ深い位置で採取すること。

地山 4,000 m³毎に 1 検体 (5 地点*試料混合) が
必要

※第 1 種特定有害物質は 1 地点

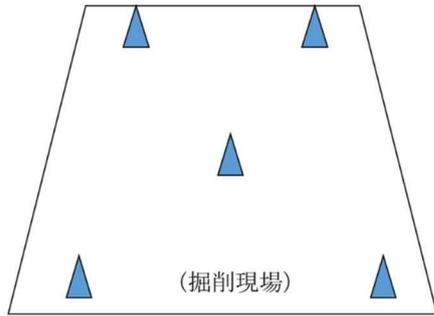
【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ・ 試料採取位置は、申込先 ((公財) 神奈川県都市整備技術センター) に事前相談する。
- ・ 試料の採取は、検定機関に依頼する。
- ・ 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ・ 上図 No.1~No.5 の各箇所を資料を採取する。
- ・ 試料は、1 検体について 5 箇所から採取し、5 地点混合方式で試験を実施する。
- ・ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないように密閉する。
- ・ 採取した試料は検定機関で 5 試料を混合し、試験を行う。
- ・ 計量方法は、「土壌の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示 (平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号) 及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示 (平成 15 年 3 月 6 日環境省告示 19 号) による。
- ・ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、次項の記入例を参考にすること。
- ・ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ・ 各試料採取箇所の写真撮影 (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるようにする。)
- ・ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料 (チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 1 個) をまとめ、写真撮影をする。

【試料採取状況写真の撮影方法】

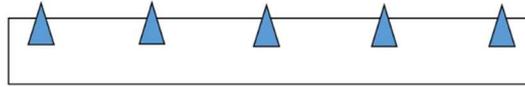
(1) 全景写真

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影する。全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影する。



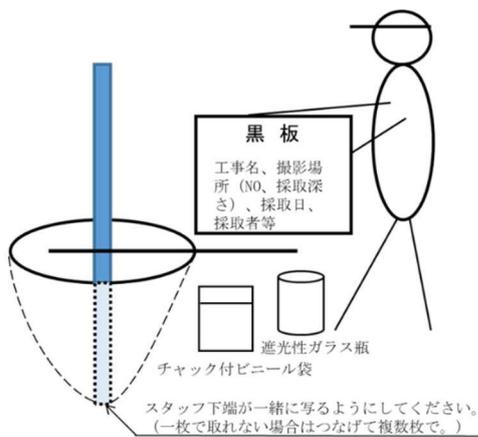
(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

※採取地点は偏らないように全体に配置すること



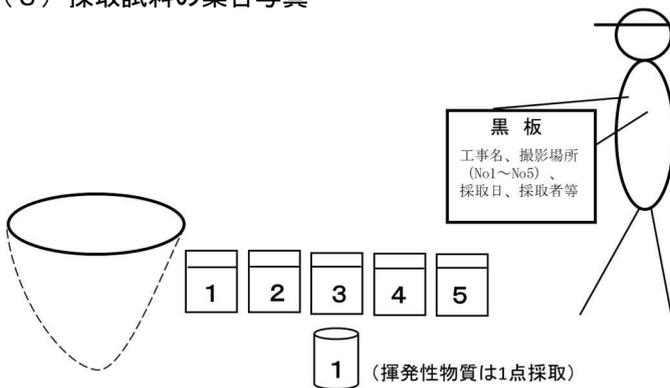
(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(2) 試料採取状況 (各試料採取地点1枚以上)



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰める。
- ② スタッフ (箱尺) 等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示す。
- ③ 黒板を添え、(採取穴の深さがわかるように) 採取位置 (スタッフ下端) 及び地表面や採取した資料と一緒に写るように撮影する。(1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影する。)
- ④ 黒板を検定機関の担当者が持ち撮影する。
※ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影する。

(3) 採取試料の集合写真



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集める。
- ② 採取試料全て (チェック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1) を並べて、黒板を添えて撮影する。
- ③ 撮影後、速やかに検定機関へ搬入、分析を依頼する。

黒板記入例

工 事 名	〇〇〇〇〇新築工事
試料採取場所	No. 1 GL-3.5m
地質分析試験試料採取状況	
試料採取者	
所属 (株)〇〇〇〇〇	
氏名 〇〇〇〇〇	
採取年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
施 工 者	〇〇〇〇建設 立会者〇〇〇〇

- ・写真はフルカラー
- ・工事名、採取場所、採取深度を記載
- ・深さは地盤高さ (GL) からの下がりとする。

評 価 基 準

別紙 2

【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	検液 1 Lにつきカドミウム 0.003mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム 0.05mg以下であること	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下 であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 Lにつき 0.003mg以下 であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない こと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表1に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下 であること	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下 であること	シス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
1, 3-ジクロロ プロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下で あること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2 又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、 47.3又は47.4に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方 法
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方 法又は規格K0102の31.1に定める方 法のうちガスクロマトグラフ法以外 のもの (メチルジメトンにあっては、 排出基準検定告示付表 2 に掲げる方 法)
1, 4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下である こと。	水質環境基準告示付表 8 に掲げる方法

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38に定める方法（規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（搬出先が田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法、農用地に係るものにおいては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（搬出先が田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

年 月 日

検定試験 結果証明書

申込者 様

分析機関名
代表者
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

印
印

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成3年環境省告示第46号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 () 検体の総数 ()

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
四塩化炭素	mg/l			0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下		シス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
ベンゼン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
クロロエチレン	mg/l			0.002以下		平成9年 環告第10号 付表
カドミウム及びその化合物	mg/l			0.003以下		JIS K 0102 55.2.55.3又は55.4
六価クロム化合物	mg/l			0.05以下		JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/l			不検出		JIS K 0102 38又は昭和46年環告第59号付表1
総水銀	mg/l			0.0005以下		昭和46年 環告第59号 付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出		昭和46年環告第59号付表3及び昭和49年環告第64号付表3
セレン及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l			0.8以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/l			1以下		JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4
シマジン	mg/l			0.003以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チウラム	mg/l			0.006以下		昭和46年 環告第59号 付表5
ポリ塩化ビフェニル	mg/l			不検出		昭和46年 環告第59号 付表4
有機りん化合物	mg/l			不検出		昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法 以外(メチルジメチルは、昭和49年環告第64号付表2)
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05以下		昭和46年12月環境庁告示第59号付表8
カドミウム及びその化合物	mg/kg			45以下		JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/kg			250以下		JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/kg			50以下(遊離シアン)		JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和46年 環告第59号 付表2
セレン及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4
※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg			125以下		昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状		色相		臭気	無臭・ 様の臭気あり
備考	発生場所			工事名		
	請負業社名			工期		

※ 「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

検定試験 結果証明書

〇〇建設株式会社 様

分析機関名 〇〇環境分析株式会社
代表者 神奈川 太郎 印
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
計量証明事業者の登録番号 第01A23456B
環境計量士 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成3年環境省告示第46号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 (N.01) 検体の総数 (1)

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	シス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.003以下	合	JIS K 0102 55.2,55.3又は55.4
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38又は昭和46年環告第59号付表1
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年環告第59号付表3及び昭和49年環告第64号付表3
セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1e) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4
有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちカスクロマトグラフ法以外(メチルジメトンは、昭和49年環告第64号付表2)
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05以下	合	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8
カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	45以下	合	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/kg	2未満	2	50以下(遊離シアン)	合	JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2
セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1e) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状	粉体状	色相	茶褐色	臭気	無臭
備考	発生場所	〇〇市神奈川7丁目 地先		工事名	令和〇〇年度 河川改修工事(県単)	
	請負業社名	〇〇建設株式会社		工期	令和〇〇年度 〇月〇日 ~ 〇月〇日	

※ 「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。